

消費者相談の事例から

訪問購入トラブル

「不用品を買い取ると言ったのに  
貴金属を買い取られた!」

No. 179

《事例2》

事業者が消費者宅を訪問して物品を買い取れることを「訪問購入」と言い、被害が増加したことから法律で規制がされています。しかし、いまだに被害の相談が寄せられており、特に60歳以上の方からの相談が全体の約7割を占めています。

《事例1》  
高齢の母が「不用品を回収している」と電話で勧誘を受け、訪問を依頼した。業者が来訪し、衣類、かばん等を売ることにした。すると、「貴金属はないか」と聞かれたので、以前購入したネックレスやブレスレット等を見せたところ、「5000円で全部買い取る」と言われた。あまりに安い値段に戸惑っていたら突然千円札1枚を置いて商品を持ち帰ってしまった。

「いらぬ靴や衣類などはないか」と電話があり、履かない靴があったので来てもらった。「他に貴金属でいらぬ物はないか」と聞かれたので、金やプラチナのネックレスなどの買い取り価格を出してもらった。その時は妥当な値段と思ったので買い取ってもらったが、後で調べると安すぎるとわかった。クーリング・オフしたいが、業者の連絡先がわからない。

◎消費生活センターより

・訪問購入をしようとする業者が突然訪問して勧誘するとは禁止されています。また、勧誘に先立ち、事業者名や買い取る物品の種類を明示しない事業者との契約は避けましょう。

・訪問購入業者は、契約に際し、申し込み内容、クーリン

グ・オフに関する事項等を記載した書面を交付する必要があります。交付されない場合は交付を求め、内容が正しく記載されているか確認しましょう。書面は業者の連絡先の把握や契約内容確認のためだけでなく、解約や物品の返還を求める際にも必要となります。

訪問購入では消費者にクーリング・オフ（書面を受け取った日から8日間）が認められています。物品を売却して渡してしまうと、紛失や第三者に売却されるリスクがあり、クーリング・オフをしても、物品が返還されない可能性があります。クーリング・オフ期間内は物品を手元に置いておくという選択肢もあります。



お問い合わせは、

消費生活センター（2階）

☎201101、FAX201600へ。

文芸コーナー

俳句

先々を思う心に秋重し

武居 敬子

川添にコスモスゆれて鴨あそぶ

河野 智子

短歌

二人して歳月重ねひととせ一七三

白寿目指しつ歩み続けん

吉野 昭彦

孫娘ふいに現れいと夜にて

忍者の如くふつと消えたり

金網あき子

川柳

老人会まだまだ早い喜寿の顔

横田 清

狒犬の阿吽の呼吸仰ぎ見る

福田 研治

日本酒をワインに代えて若返り

高橋由紀子

その人を半分見抜く初対面

塩田 加門

二つ三つ口上を聞くワイン栓

山野井和音かおん

古稀を越え二度目の五輪待つ元氣

荒木庄二郎

平昌ピョンチャンのメダルラッシュへ意気盛ん

稲子 勝久

ミサイルを木造船で捜す海

大井 康章

外出の度に持ち物尋ねられ

大久保 稔

ロボットが介護の主役近未来

小野與四法

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。  
●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先  
〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。

